

トラック運送業に係る”標準的な運賃”が告示されましたが 届出されましたか？

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関

標準的な運賃とは、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる運賃を国土交通省が示したものです。

事業継続に必要なコストに見合った対価を収受できるように、時限的措置として創設されました。

トラック運送業界においては、事業の健全な運営の確保のために本運賃を活用・適用してくださいとお願いしているものです。

※巡回指導実施時に回収しますので、下記枠内にご記入・○を付してください。

会社名： _____ 巡回日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

問１：本社は愛知県内ですか？

は い ・ いいえ

問２：愛知県トラック協会に入会されていますか？

は い ・ いいえ

問３：本運賃を届出されましたか？

は い ・ いいえ

問４：問３で“いいえ”と答えた方のみ伺います。届出する意思はありますか？

は い ・ いいえ

問５：問４で“はい”と答えた方のみ伺います。どの運賃を適用されていますか？

昭和 57 年・昭和 60 年・平成 2 年・平成 6 年・平成 9 年・平成 11 年・その他